

# 平成 22 年度決算に基づく財政健全化判断比率等について

## 1 財政健全化法の概要について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれ計画を定め、財政健全化を図ることになります。

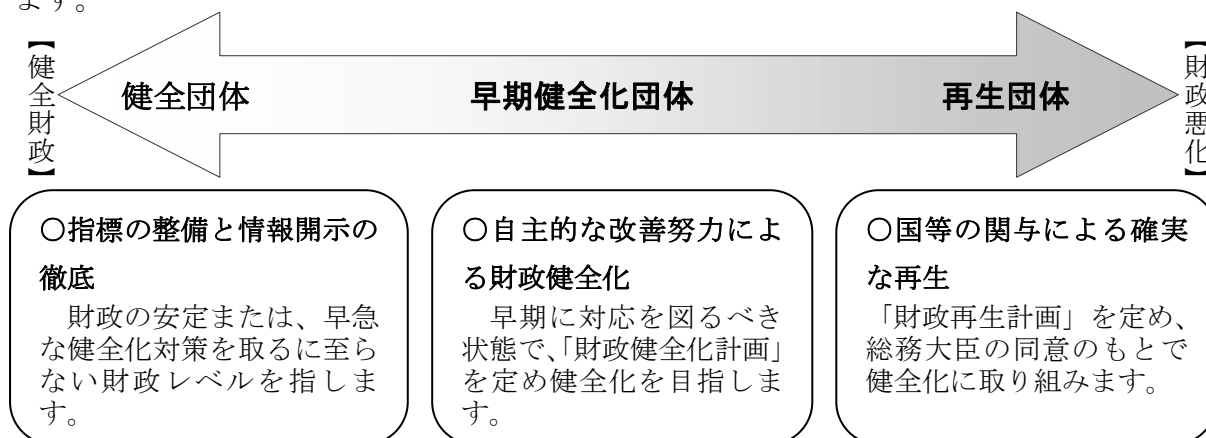
## 2 健全化判断比率の算定等スケジュールのイメージ

	総務省	都道府県(市町村担当課)	市区町村
4月			
5月			(月末出納閉鎖) 土地評価、 解消可能資金不足額 の算定、三セク等財 務諸表確認
6月			
7月		下旬 決算統計調査提出 ←	会計管理者から長への決算提出
8月	下旬 決算統計調査提出 ←	下旬 決算統計調査とりまとめ	監査委員の審査
9月	指標提出 ←	指標提出 ←	審査期間 議会への報告、住民への公表 都道府県知事への報告
10月	月末まで 月末 決算統計 速報値の公表	中旬以降 月末まで 総務大臣への報告	
11月	決算統計 確報値の公表	市区町村分指標の概要公表	
12月	指標の概要公表 (確定値)		

### 3 健全化判断比率について

健全化判断比率とは、各自治体の財政の健全化に関する比率であり、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標を指します。

その比率の水準に応じて、健全団体、早期健全化団体、再生団体に分類されることとなります。



#### 【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 22 年度	—	—	15.0%	15.0%
(平成 21 年度)	(—)	(—)	(18.0%)	(50.8%)
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	35%	35%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示。

#### (1) 実質赤字比率

【算式】 普通会計赤字額 ÷ 村の標準的な財政規模

普通会計（一般会計、ケーブルテレビ特別会計）が抱える赤字の程度を示す比率。（財政の深刻度を示す。）

平成 22 年度は、決算額が黒字であったため実質赤字比率は該当しません。

#### (2) 連結実質赤字比率

【算式】 全会計赤字総額 ÷ 村の標準的な財政規模

村の全ての会計の赤字や黒字を合算し、村全体としての赤字の規模を示す比率。

平成 22 年度は、全会計の決算額が黒字であったため連結実質赤字比率は該当しません。

#### (3) 実質公債費比率

【算式】 年間の借金返済額 ÷ 村の標準的な財政規模（3か年平均）

全ての会計や一部事務組合などを含む村全体の借入金返済額の規模を示します。（資金繰りの危険度を示す）※18%以上は、起債借入に対する県の許可が必要となります。

平成 22 年度の比率は、分子となる償還金が減少したことにより、前年度より 3%減少しています。起債借入時の基準 18%を下回った為、平成 23 年度から借入時は協議制となります。

#### (4) 将来負担比率

【算式】 (負債残高 - 基金) ÷ 村の標準的な財政規模

実質公債費比率に算入した全ての借入金や将来支払わなければならない可能性のある負担金（退職手当支給予定額）の現時点での残高の程度を示す比率。（将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す）

平成 22 年度の比率は、償還金が減少したことや、基金残高及び村の標準財政規模が増加したことにより前年度より 35.8%減少しています。

## 4 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

### 【公営企業会計の資金不足比率】

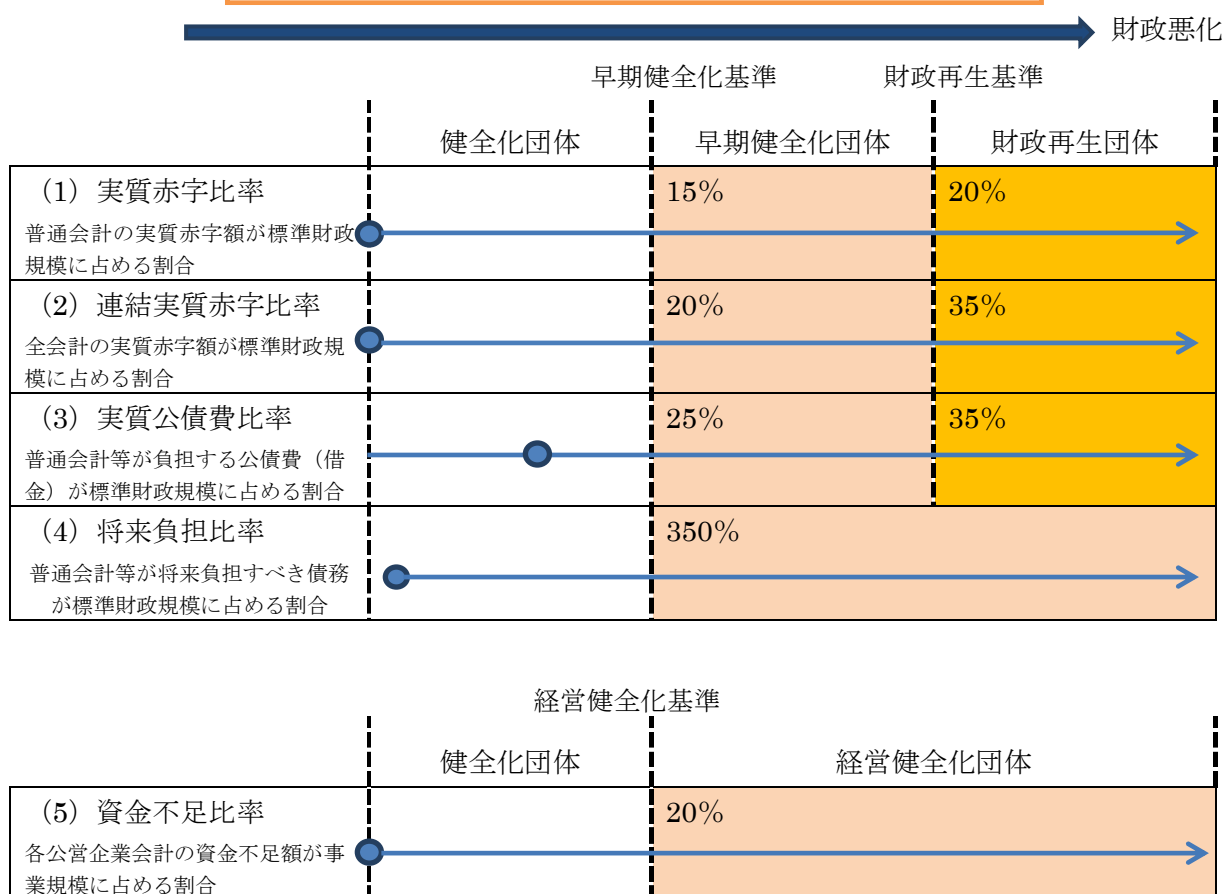
	簡易水道 特別会計	農業集落排水 特別会計	生活排水処理 特別会計	スキー場 特別会計
平成 22 年度	—	—	—	—
(平成 21 年度)	(—)	(—)	(—)	(—)
資金不足判断基準	20%	20%	20%	20%

### 資金不足比率 【算式】 資金の不足額 ÷ 事業の規模

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成 22 年度は黒字であり、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しません。

### 平成 22 年度の決算による財政健全化判断比率



※ ●印は栄村の指標になります。